

みなし設置者に係るQ&A集

平成18年6月29日一部追加修正

みなし設置者の概要

本来の設置者から自家用電気工作物の保安の監督に係る業務の委託を受けている者の中維持・管理の主体である者であって、当該自家用電気工作物を技術基準に適合するよう維持する責任を有する者については、設置者とみなして電気主任技術者の選任及び保安規程に係る届出・申請を行うことができます。この設置者とみなされた者を「みなし設置者」といいます。

そのため、それ以外の手続きは本来の設置者が行うことになります。

みなし設置者の要件

Q. 「維持・管理の主体であって、当該電気工作物について法第39条第1項の義務を果たすことが明らかな場合」とは、具体的にどのような要件なのでしょうか？

A. 本来の設置者とみなし設置者の間でみなし設置者が電気工作物を技術基準に適合させるために必要な措置をとる権限が与えられていることを指します。

Q. みなし設置者から委託を受けている者は、みなし設置者になることができるのでしょうか？（みなし設置者の再委託は可能でしょうか？）

A. 維持・管理の主体であることがみなし設置者の条件であるため、みなし設置者の再委託はできません。

みなし設置者が行う手続き

Q. みなし設置者が主任技術者選任又は解任届出書等の届出・申請書類を作成する際、本来の設置者名を記載する必要はあるのでしょうか？

A. 主任技術者選任又は解任届出書等の届出・申請書類の「事業場の名称及び所在地」の欄に本来の設置者名を記載して下さい。（別紙の記載例を参考にして下さい。）

Q. みなし設置者は、保安規程届出（保安規程変更届出）を行うことはできるのでしょうか？（再掲）

A. みなし設置者は、自家用電気工作物を技術基準に適合するよう維持する責任を有する者であるため、技術基準適合を維持するための方策を定めた保安規程に係る届出をみなし設置者が行うことも可能です。

Q. みなし設置者が変更になった場合は、どのような手続きが必要になるのでしょうか？

A. 自家用電気工作物の保安の組織が変わるために、保安規程変更届出を行う必要があります。また、保安管理業務を外部委託している場合は、改めて、保安管理業務外部委託承認申請を行なう必要があります。

その他、電気主任技術者の変更等があった場合は、主任技術者選任又は解任届出書等の届出・申請を行なう必要があります。

< みなし設置者が届出を行う場合の記載例 >

主任技術者選任又は解任届出書

平成 年 月 日

殿

この欄に本来の設置者
名を記載して下さい。

住 所 県 市 町 番地
氏 名 株式会社
代表取締役

印

次のとおり主任技術者選任又は解任をしたので、電気事業法第43条第3項の規定により届け出ます。

主任技術者を選任又は解任した事業場の名称及び所在地		株式会社 ビル 県 市 町 番地
選任した主任技術者	氏名及び生年月日	昭和 年 月 日 生
	住所	県 市 町 番地
	主任技術者免状の種類及び番号	第 種電気主任技術者免状 第 号
	主任技術者が主任技術者の職務以外の職務を行っているときは、その職務の内容	本人は、ビル管理会社の職員であり、建築設備総合管理委託契約により、当ビルに常駐し、保守管理業務を行う。
	主任技術者の監督に係る電気工作物の概要	需要設備 最大電力 600 kW 受電電圧 6,600 V 供給変電所 変電所
選任年月日	平成 年 月 日	
解任した主任技術者	氏名及び生年月日	昭和 年 月 日 生
	住所	県 市 町 番地
	主任技術者免状の種類及び番号	第 種電気主任技術者免状 第 号
	解任年月日	平成 年 月 日